

福議発第一二九号

昭和五十五年十二月 三日

殿

福生市議会議長

小林菊三

議案説明員の出席要求について

昭和五十五年第四回福生市議会定例会に御出席くださるよう、地方自治法第二百一十一
条の規定により要求いたします。

なお、議事日程及び議案写しを別紙のとおり送付いたします。

一日時 十二月 九日（火） 午前十時

二場所 福生市議会議場

写

福監発第 2055 号

昭和55年11月12日

福生市議会議長 小林 菊三 殿

福生市監査委員 山下 久吉

同 貫井 喜代次

昭和55年9月分例月出納検査の結果に
ついて(報告)

このことについて、地方自治法第235条の2第3項の規定に
より、次のとおり報告します。

- | | |
|-------|--|
| 1 検査日 | 昭和55年10月29日(水) |
| 2 場所 | 監査委員事務局 |
| 3 対象 | 昭和55年9月中における収入役の権限に属
する現金の出納状況並びに関連事項 |
| 4 結果 | 9月中における現金の出納状況について、関
係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、
9月末日における収支の状況は、別紙のとおり
で計数上の誤りは認められなかつた。 |

昭和 5 5 年 9 月 分

1 歳入歳出の状況

昭和 5 5 年度

会計名	予算現額	本月中歳入額	本月末歳入累計額	収入率	本月末現在高
		本月中歳出額	本月末歳出累計額	執行率	
一般会計	10,256,679	861,926,848	3,949,805,392	38.5	361,080,100
		1,021,904,741	3,588,725,292	35.0	
国保会計	1,061,484	81,843,566	483,048,787	45.5	111,789,532
		86,719,118	371,259,255	35.0	
区画整理 会 計	91,452	46,892	45,286,922	49.5	25,974,854
		8,113,670	19,312,068	21.1	
下水道 事業会計	2,383,921	157,781,643	419,707,576	17.6	65,481,874
		164,001,143	354,225,702	14.9	
受託水道 事業会計	489,409	20,041,000	188,711,068	38.6	3,397,847
		44,918,377	185,313,221	37.9	
合 計	14,282,945	1,121,639,949	5,086,559,745	35.6	567,724,207
		1,325,657,049	4,518,835,538	31.6	

2 歳入歳出外現金の状況

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
歳入歳出外現金	10,238,117	92,182,896	90,846,885	11,574,128

3 基金の状況

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
基 金	用品調達	182,611	875,903	928,187
	土地開発	192,856,451	0	192,856,451
	職員退職準備	2,284,998	0	2,284,998
	庁舎増築	34,792,557	0	34,792,557
	都市施設整備	1,124,188,507	0	1,124,188,507
	中小企業振興 資金一時補填	1,639,000	20,000	1,659,000
	仮称第八小学校 建設	373,267,545	0	373,267,545
	福生市育英	12,100,000	0	12,100,000
	国保高額療養費 資金貸付	1,593,110	272,838	1,865,948
	合 計	1,742,904,779	1,168,741	928,187

享

福監発第 1795 号

昭和 5 5 年 1 0 月 7 日

福生市議会議員 小 林 菊 三 殿

福生市監査委員 山 下 久 吉

同 貴 井 喜代次

昭和 5 5 年 8 月分例月出納検査の結果に
ついて(報告)

このことについて、地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定に
より、次のとおり報告します。

- 1 検査日 昭和 5 5 年 9 月 3 0 日(火)
- 2 場 所 監査委員事務局
- 3 対 象 昭和 5 5 年 8 月中における収入役の権限に属
する現金の出納状況並びに関連事項
- 4 結 果 8 月中における現金の出納状況について、関
係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、
8 月末日における収支の状況は、別紙のとおり
で計数上の誤りは認められなかった。

昭和55年8月分

1 歳入歳出の状況

昭和55年度

会計名	予算現額	本月中歳入額	本月末歳入累計額	収入率	本月末現在高
		本月中歳出額	本月末歳出累計額	執行率	
一般会計	9,932,681	390,923,434	3,087,878,544	31.1	521,057,993
		582,113,677	2,566,820,551	25.8	
国保会計	989,000	17,386,708	401,205,221	40.6	116,665,084
		90,624,779	284,540,137	28.8	
区画整理 会計	85,692	659,735	45,240,030	52.8	34,041,632
		1,725,304	11,198,398	13.1	
下水道 事業会計	2,224,872	27,752,043	261,925,933	11.8	71,701,374
		70,648,961	190,224,559	8.5	
受託水道 事業会計	453,409	66,111,000	168,670,068	37.2	28,275,224
		46,072,452	140,394,844	31.0	
合 計	13,685,654	502,832,920	3,964,919,796	29.0	771,741,307
		791,185,173	3,193,178,489	23.3	

2 歳入歳出外現金の状況

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
歳入歳出外現金	9,133,144	88,443,883	87,338,910	10,238,117

3 基金の状況

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
基 金	用品調達	500,003	1,405,671	1,723,063
	土地開発	192,856,451	0	192,856,451
	職員退職準備	2,284,998	0	2,284,998
	庁舎増築	34,792,557	0	34,792,557
	都市施設整備	1,124,188,507	0	1,124,188,507
	中小企業振興 資金一時補填	1,599,000	40,000	1,639,000
	仮称第八小学校 建設	373,267,545	0	373,267,545
	福生市育英	12,100,000	0	12,100,000
	国保高額療養費 資金貸付	1,727,162	0	1,727,162
合 計	1,743,316,223	1,445,671	1,857,115	1,742,904,779

小林 隆三

昭和 5 5 年度

第 2 回

定期監査報告書

市民部衛生課

福生市監査委員

⑦

福監発第 1820 号

昭和55年11月29日

福生市長 田村匡雄 殿
福生市議会議員 小林菊三

1 監査の対象

福生市監査委員 山下久吉
市民部衛生課 同 貫井喜代次

2 監査の範囲

昭和54年度(昭和54年4月1日から昭和55年5月31日)

昭和55年度第2回定期監査の結果について(報告)

3 実施期間

地方自治法第199条第3項の規定により定期監査を行つたので、同条第8項の規定に基づきその結果を次のとおり報告します。

監査の実施にあつては、監査対象となつた衛生課における事務が法令等に基づいて、適正かつ効率的に執行されているかどうかについて、主として次の事項について監査を実施した。

- (1) 予算の執行状況について
- (2) 清掃事業その他環境衛生に関する事務について
- (3) 健康管理に関する事務について
- (4) リサイクルセンターの管理運営について

号 0281 葉發盛野

日 9 月 11 年 5 5 昭和

③

田 林 田 長 市 主
三 森 林 小 長 副 会 長 市 主

吉 八 不 山 員 委 査 査 市 主 野

大 升 喜 共 買 同

に 果 査 の 査 査 限 安 回 2 萬 連 年 5 5 昭和

(告 辭) 丁

の 大 丁 査 査 限 安 0 1 万 安 財 の 取 8 葉 桑 9 9 1 葉 桑 告 自 式 野

。 ま じ 告 辭 丁 年 5 5 昭和 果 査 の 予 ち 基 万 安 財 の 取 8 葉 桑 同

昭和 5 5 年度

第 2 回

定期監査結果報告書

I. 監査の概要

1 監査の対象
市民部衛生課

2 監査の範囲

昭和 5 4 年度 (昭和 5 4 年 4 月 1 日から昭和 5 5 年 5 月 31

日まで) に執行された財務に関する事務

3 監査の実施期間

昭和 5 5 年 7 月 2 9 日から昭和 5 5 年 8 月 2 3 日まで

4 監査の方針

監査の実施にあたっては、監査対象となつた衛生課における事務が法令等に基づいて、適正かつ効率的に執行されているかどうかについて、主として次の事項について監査を実施した。

- (1) 予算の執行状況について
- (2) 清掃事業その他環境衛生に関する事務について
- (3) 健康管理に関する事務について
- (4) リサイクルセンターの管理運営について

Ⅱ 監査の結果

年々増大する事務量にもかかわらず、関係職員の努力により総体的にみて概ね良好なものと認められるが、なおその一部に是正改善について検討を必要とする事項が見受けられたので本報告を参考として今後の事務処理にあたつては十分留意されたい。

以下若干の意見を付し、その概要について記述する。

1 監査対象課の事務分掌は次のとおりである。

(1) 衛生課

① 健康管理係

(ア)市民の健康管理に関する事

(イ)母子保健に関する事

(ウ)成人病予防に関する事

(エ)老人健康診査に関する事

(カ)各予防接種に関する事

(キ)伝染病及び結核予防に関する事

(ク)精神衛生に関する事

(ケ)食品衛生に関する事

(コ)畜犬登録及び狂犬病予防に関する事

(サ)改葬の許可に関する事

(セ)献血に関する事

(シ)医療機関に関する事

(ス)福生市健康センターの管理運営に関する事

(セ)福生伝染病院組合に関する事

② 清掃係

(ア)環境衛生計画に関する事

(イ)そ族昆虫駆除に関する事

(ウ)し尿処理に関する事

(エ)ごみ(へい獣を含む。)処理に関する事

(カ)福生市リサイクルセンターの管理運営に関する事

(キ)地域の美化に関する事

(ク)西多摩衛生組合に関する事

(ケ)その他環境衛生に関する事

(コ)課内庶務に関する事

2 職員配置状況は次のとおりである。

区分	職員	課長	係長	主事	作業員	計
衛生課		1	2	7	7	17
健康管理係			1	3		4
清掃係			1	4	7	12

3 予算の執行状況について

予算は、その目的に従つて概ね適正に執行されているもの

と認められる。

その執行状況は、別表1のとおりである。

(1) 出張旅費について

出張は、命令簿により適正に事務処理されていると認められるが、一部に予算科目の旅費から有料道路代が支出されていることは、予算執行上適正を欠くものであるから是正されたい。

(2) 超過勤務事務について

超過勤務手当支給の基礎となる超過勤務時間数の集計に若干の間違が見受けられたので、今後の事務執行にあたっては、十分留意されたい。

4 環境衛生事務について

清掃関係事務については、総体的にみて概ね適正に事務処理されていると認められるが、なお是正改善について検討を要するものが若干見受けられた。

(1) 一般廃棄物及び産業廃棄物の処理は、福生市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「条例」という。）第5条の規定により提出され概ね適正に事務処理されていると認められる。

なお、産業廃棄物は条例上では取り扱っているようになっているが、現状では処理施設もなく取り扱っていない、届出

があつた場合い産業廃棄物業者一覧表により事業者が業者を決め処理をしている。

じん芥処理実績状況は、別表2のとおりである。

(2) 一般廃棄物処理手数料の算出は条例第8条の規定に基づき概ね適正に事務処理されていると認められる。

なお、毎月多量に排出される事業所の一般廃棄物は直接西多摩衛生組合に投入処理されているが、投入の時に市発行の投入券が必要となるので、交付の際には市外のゴミ等の投入も十分考えられるので、此の点特に留意されたい。

(3) 事業活動に伴うゴミ等の排出量は、条例第9条第2項の規定に基づき市が毎年度査定した量とされているが、収集所に投棄されるゴミ等が査定量より多く投棄されていることや、無届出による事業所の不正投棄が若干見受けられた旨、担当職員から説明があつたが、かかる不正行為をなす事業所は速やかに調査し徹底した指導を図られたい。

(4) 粗大ゴミ処理手数料の即時徴収分の算出等については、条例第8条第1項及び第2項の規定に基づき査定し処理手数料を即時徴収しているが、粗大ゴミには多種多様の種類があるので査定には十分留意されたい。

なお、粗大ゴミ収集状況は、別表3のとおりである。

(5) し尿処理関係の事務処理は、規定の手続により概ね適正に

処理されていると認められる。

なお、し尿処理実績状況は、別表4のとおりである。

- (6) 処理手数料の納期は、福生市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第11条の規定に基づき概ね納期内に納入されていると認められる。

又、一部の滞納者については、年度末及び出納整理期間に職員が滞納整理しているが、当市の場合には人口移動が激しいので早期に滞納整理の措置を講じられたい。

- (7) 処理手数料の減免申請は条例第12条の規定に基づき建物火災による廃材等の処理手数料の申請が1件あり、決定額172,500円に対し2分の1、86,250円が減額となっている。

- (8) ゴミ減量対策に対するPR等は、清掃だより（年3回）等を発行し全世帯に配布するほか、ゴミ減量推進協議会の協力の基でゴミ減量の啓蒙運動を積極的に推し進め市民の意識の向上を図っている。

なお、ゴミ減量運動状況は、別表5のとおりである。

5 廃棄物処理委託料について

ゴミ、及びし尿の処理は業者に委託し集収等の業務も遅滞なく順調に行なはれているものと認められるが委託料の算出にあたり委託処理対象物相互間で人件費及び物件費について算

出額に相違があるのが若干見受けられた、これ等のことは当初の委託契約から今日までの歴史的な経過があると思はれるが今後はこの点について相互に著しい不均衡を生じないように是正改善について十分検討されたい。

6 昆虫駆除等の事務について

市内の側溝及び公共施設等を主に消毒作業が実施された。

- (1) 駆除薬剤の受払簿及び機械器具の備品台帳は概ね良好に事務処理されていると認められる。

- (2) 昆虫駆除臨時職員（学生アルバイト）4人により7月23日～8月30日までの間に駆除作業が実施された、日当については、大学生3,800円高校生3,600円で支払賃金は448,000円であつた。

作業中の事故等に備えて、労災保険にも加入し労働災害発生について配慮している。

なお、昆虫駆除実績は、別表6のとおりである。

7 健康管理事務について

- (1) 各種予防接種の実施等については、予防接種法及び結核予防法に基づき医師会の協力の基で年度計画通り実施され、又未接種者についても再度通知し漏れなく接種している。

なお、各種予防接種の事故発生等に備え賠償責任保険に加入し配慮している。